

権力現象における共有知識の意義

樽本 英樹

いくつかの権力現象の概念化の試みの中で、当事者還元型の権力概念はよく知られ、また分析能力も期待されるものである。しかし、当事者間の非対称的関係を当事者個人の属性から導出しようとすることは困難である。制度、社会的文脈、観察者の報告可能性に非対称性の根拠づけを求める営みにも不十分な点がある。そこで、本稿では当事者の共有知識に注目することで、権力現象の非対称性が根拠づけられる可能性があることを示し、これからの解決課題を提示する。

0. 権力論の理論的課題と現象的課題

社会学において、権力概念は「本質的に論争的な概念」であり続けている。権力概念で指示される社会現象は多様であり共通性が存在するかどうか疑わしい。権力概念の本質的論争性は、権力概念の使用が高度に人々の戦略に関わっていることから生じる。つまり、権力概念は自己の立場を有利にするための有用な道具となりうるのである。戦略的行為は二つのレベルで行われる。第一に、権力概念を日常的に使用する諸行為者レベルにおける一次的戦略性。第二に、学問的フィールドにおける研究者の二次的戦略性。一次的戦略性と二次的戦略性という二つのレベルでの戦略に巻き込まれて、権力概念は論争性を帯びてしまうのである⁽¹⁾。論争性を払拭する方法として、権力論は、対象となる権力現象の確定、理論の構築、実証の実施へと至る手続きを確定するという仕事を必要としている。

しかし本稿では、権力論全体の手続き確定を行うのではなく、ある権力現象の概念化を出発点として、その概念の理論的有効性の基礎を問うという限定された作業を行う。ある権力概念とは、権力現象を当事者の個人的属性に還元し

て得られた概念である。この立場は、我々の日常的直感に近い現象を権力として定式化したために、権力に関する問題構成を最も明確化しており、また、それらの仕事のいくつかは権力現象を数理的に定式化しているため理論構成が比較的明確である。当事者還元型の権力概念を選択した結果、我々は権力を「共同目標を達成するためのシステムの能力」と捉える立場（例えば Parsons 1969=1974）と袂を分かつことになる。

現象のレベルでも、権力と名付けられうる具体的現象を思い浮かべてみると、「共同目標を達成するためのシステムの能力」よりは当事者還元型に理論の雛型を求めることが得策である。例えば、政治の場面において多様な利害の絡む政策の成立が、非公式的な根回しや、時には政権交代に依存していることは周知の事実である。しばしば報道される政治家と建設業者を巡る疑惑は、公式の意思決定ルートの外に意思決定を左右するルートが存在し、政治家と建設会社幹部という極めて個人的で非公式的な相互行為が公共事業の発注に影響力を持っていることを示す。地方自治体レベルの問題を見ても、市民生活と最も密接に接触する行政組織、例え

ば学校、警察、福祉事務所等は、その営為すべてを公式的な規則で指定することはできないため、非公式的な相互行為を媒介として市民に対して影響を与えざるをえない(Lipsky 1980)。これらの現象を分析するためには、システムの能力としてではなく個人間の現象として権力を把握することが求められる。また、公式化された権力に加えて非公式的な権力をも分析可能な理論に示なくてはならない。これら分析すべき現象的課題を参照しても、当事者還元型の権力概念の彫琢が要請されるのである。

そこで本稿では、権力現象の当事者に還元した権力の概念化に焦点を絞り、その概念化の営みがいかなる理論的課題を抱えているかを記述することにしよう。そして、その課題の乗り越えが当事者の共有知識に注目することで解決可能であることを示そう⁽³⁾。

1. 当事者還元型の権力概念

【1】本稿で当事者還元型と呼ぶ権力概念は、権力論において最もよく定式化されている。それは、当事者のダイアド関係に照準し、当事者の個人的属性の有無を指標として権力現象を概念化しようとしている。権力現象という複雑性をはらんだ現象を当事者の個人的属性という単純な要因で捉えて説明している点で、「当事者還元型」と呼べるのである。権力現象において当事者と呼ばれる行為者は、通常権力行使者または権力保持者と、権力服従者に区別される。これらのことに留意して、以下では社会学における最近の理論展開に即して見ていくことにしよう。まずいくつかの権力概念を見る。

「ある社会的関係の内部で抵抗を排除してまで自己の意思を貫徹するすべての可能性」(Weber 1922=1972: 86-8)

「定期的に与えられる報酬を差し止める形態をとろうと、罰の形態をとろうと、脅かすことで抵抗を排除してでも、人々(……)がその意思を他者に押しつける能力」(Blau 1964=1974: 105-6)⁽⁴⁾

「意図され予想された効果を他者に対して生み出す行為者の能力」(Wrong 1979: 2)

「AがBの利益に反するやり方でBに影響を与えるとき、AはBに対して権力を行使する」(Lukes, 1974: 34)⁽⁵⁾

これらの定義は権力現象を、ある行為者(自己)の他の行為者(他者)に対する能力または能力の行使として捉えている。社会状態を創出する行為に関する選択肢構造を所持した二人の行為者が存在し、少なくとも片方の行為者の意図したまたは選好した社会状態をその行為者が実現するか実現する可能性があるとき、その状況を権力現象と呼んでいるのである。つまり、権力行使者の選好する社会状態が権力服従者の存在の下で生起すると、それは権力現象である。これらの権力現象の概念化は行使者の属性によって権力現象の確定を行っている。この概念化を行使者還元型と呼ぼう。

【2】行使者還元型の権力現象の概念化は問題をはらんでいる。もし行使者の行為に対して服従者がその行為を上位で選好しなかったとしたら、権力概念の含意と行為者の個人主義的仮定との間に不整合が生じるのである。

行使者と服従者は、共に行為者として自らの行為に対して意思または選好を持っている。換言すれば、行使者と服従者は自らの行為を自らの選好によって決定しているのである。もし権力現象を行使者還元型として定式化し、かつ服従者が選好に反した行為を遂行せざるをえなかったとするならば、服従者は彼の自己決定能力を奪われて行使者の決定力に屈していることに

なる。しかし行為者の自己決定の原則から言えば、行為を遂行した以上服従者はその行為を選好したのではないか。

つまり、服従者が行為に対する意思＝選好を所持し、その意思＝選好に従って行為を遂行するという事態と、行使者の意思＝選好に従って行為を遂行せざるをえないという事態が矛盾すると主張されたのである。この問題を個人主義的権力論の不可能性テーゼと呼ぼう(志田 1988a : 283-4; 永田 1988a : 316-22)。

個人主義的権力論の不可能性を解決する方法の一つは、権力現象を権力行使者の意思＝選好に還元することを止め、服従者の意思＝選好に還元することである。

[3] 服従者還元型の権力定義には次のようなものがある。

行為者が他者の後続する行為によって実現される社会状態を予期したときに、その社会状態よりも上位で選好する社会状態が存在するとその行為者が了解するとき、その行為者は他者からの権力を体験する(宮台 1988, 1989 : 22)⁶⁾。

「行為者が、他者の選好＝意思（への予期）に依存して、他者の選好＝意思に合致するような方向へと、自身の選好＝意思に直接依存する選択を回避している。」(大澤 1988 : 43)

以上の概念化では、最適な行為選択・社会状態が達成できない場合を服従者の選好に還元して定式化し、それを権力現象としている。この意味で服従者還元型と呼ぶことができる。権力は服従者が上位で選好しない社会状態が他者との関わりの中で生じたとき、その現象に付けられた呼び名となる。これら服従者還元型の定義は、個人主義的権力論の不可能性を克服しようと企図されている。上の第一の定義は、権力現象を服従者の体験

とすることで服従者が自己の選好下位の行為を実際に選択する必要がないように設定されている。第二の定義は、服従者が自己の純粋な選好に基づいて行為選択するだけでなく、行使者の選好を勘案した上で新たに設定した選好に基づいても行為選択可能であるという仮定を置いている。そして、権力の現実性は服従者の思念の内に存在すると主張し、第一の定義に近接している。

後者の定義に含まれている考えは、「選好の戦略的操作」を行為者の能力と仮定することに近い。行為者は自己の選好を状況に応じて戦略的に操作でき、もし上位に選好した社会状態が他者の行為によって実現しないと予期したとき、本来の選好とは異なる仮の選好に基づいた行為を遂行できるとするのである(Gibbard 1973, 1974; 志田 1988; 数土 1993)。選好の戦略的操作を仮定することで、権力行使者の意思＝選好に基づいた服従者の行為は、戦略的に操作を施した後の選好に基づいた行為と解釈され、服従者の自己決定性は保持されるのである。つまり、服従者の行使者に対する服従的行為は、第一の意思＝選好には反していても第二の意思＝選好には合致しているのと。

このように服従者還元型は、権力現象を服従者の意思＝選好に還元した上で、権力行使者の自己決定性と権力服従者の自己決定性が衝突する事態を避けているので、個人主義的権力論の不可能性は回避できる。

しかし一方で、この服従者還元型の権力概念は他の問題を抱えている。それは、服従者の「妄想」を権力として認定してしまうということである。ある意味で「妄想」は権力的であるかもしれない。例えば、政治家が咳払いをするという振る舞いを建設会社幹部が自己の選好に反する事態の前触れと了解するとしよう。このとき、建設会社幹部には「権力的な圧力」がか

かっていると言えるだろうか。日常的理解に照らして妥当と判断されるかもしれない。では見知らぬ通りすがりの人がその政治家と同じ咳払いをするという振る舞いをしたとき、建設会社幹部がこれは「権力」だと主張したら我々は承諾するであろうか。もし服従者の選好に還元した概念化を採用すると、これら二つの例を区別することはできず、彼または彼女の主張の真偽を判定する手段を我々は持たなくなる。なぜなら権力現象は服従者当人の内的世界にある選好でしか判定できないのであり、いかなる他者も選好を直接観察することはできないのであるから。つまり服従者還元型は、権力現象の認定に関して「妄想」であるような服従者の独善を認めざるをえない結果になる。

【4】行使者還元型も服従者還元型も、当事者の個人的属性への還元による権力現象の概念化であり、同一の事態を権力現象として概念化しようとしているのである。それは、社会状態に関する意思＝選好を所持し、行為を自己決定するという意味では同等の行為者にもかかわらず、一方は行使者、他方は服従者という非対称性が生じる事態を権力現象として記述しようとしている。諸行為の組み合わせで形成される社会状態の生起・統制に関する非対称性を、意思や選好といった行為者の属性の差異で表現しているのである。このことを図示してみよう。

		服従者 b	
		行為 b1 (献金せず)	行為 b2 (献金)
行使者 a	行為 a1 (受注)	X (5, 10)	Z (10, 8)
	行為 a2 (却下)	Y (8, 5)	W (1, 1)

この図の縦軸と横軸は、それぞれ行使者の行為選択肢と服従者の行為選択肢を示している。当事者還元型の権力概念で考えられている権力現象は、典型的には左のようにセルの中に利得が分布した状態である。(X, Y, W, Z) はそれぞれ社会状態に付けられた名前であり、括弧の中は(行使者 a, 服従者 b)の順に利得が書かれている。この利得行列は、例えば建設会社幹部に献金をさせて公共事業を受注させたい政治家と、公共事業を受注したいけれども献金したくない建設会社幹部との関係を示すと解釈可能である。建設会社幹部は金を出したくないけれども、受注のためにはやむを得ないと考えている。したがって、(X, Z, Y, W)の順に社会状態を選好している。一方政治家は、献金するのならば受注させてやろうと思っているけれども、献金がなくとも事業を進行させる上で受注させないのはまずいと思っており、献金されたのに受注させてやれないのは最もまずいと思っている。したがって、(Z, Y, X, W)の順で社会状態を選好するのである。

当事者還元型の権力概念は二行為者間の選好の組み合わせが前図のようなある種の利得行列を持ち、社会状態 Y ではなく社会状態 Z が生起するような社会状況を権力現象と名付けているのである。当事者還元型の一つである行使者還元型は、行使者の意思＝選好する状態の生起または生起可能性としてこの事態を記述した。行使者は、公共事業の受注を餌にすれば「献金させることができる」と解釈されている。もう一つの当事者還元型である服従者還元型は服従者の選好しない社会状態の生起または生起可能性としてこの事態を記述したのである。服従者は献金したくないけれども、公共事業の受注を受けるためには「献金せざるを得ない」と解釈されている。

「献金させることができる」や「献金せざるをえない」といった解釈は、当事者間に対等ではない関係、すなわち非対称的關係が形成されていることを示している。非対称的關係の内実、前図で言う利得行列で表現されている。利得行列がある形式をとってしまうことで「献金させることができる」や「献金せざるをえない」といった解釈が生じるのである。ところが一方で、1節から3節では当事者還元型に個人主義的権力論の可能性や服従者の「妄想」といった問題が存在することを見た。個人主義的権力論の可能性は、意思＝選好に基づいて行為するという行為者の前提と他者の意思＝選好に従って行為せざるをえないという権力の要件が衝突する事態であった。換言すれば、行為者の行為者たる前提である意思＝選好からは利得行列が示す非対称的關係を導くことができないということである。また服従者の「妄想」は、服従者による権力現象の認定が絶対化される事態であった。換言すれば、服従者の意思＝選好だけでは利得行列が表現する非対称的關係を記述することができず、「献金せざるを得ない」事態とはならないのである。

つまり、当事者還元型の権力概念は権力現象の非対称的關係を当事者の個人的属性から導出しようとしているけれども、行為者間の非対称性は行為者の意思や選好からは導出されない。前図で言えば、非対称的關係を示す利得行列を構成する根拠を、行為者の意思や選好に求めることはできないということになる。そこで、なぜ利得行列が構成されるかを他の要因を用いて説明するという課題が残る。すなわち、なぜ行為者aは行使者となり、行為者bは服従者となるか、という問いである。諸行為者は、権力的な意思＝選好の布置状態から退出せず（できず）また布置状況に対する抗議もせず（できず）に

受容して、その布置の下で行為を遂行する。なぜ退出も抗議もできないのであろうか。

2. 非対称的關係の根拠づけ

【1】非対称的關係は当事者である行為者の属性以外の何によって根拠づけられるのが適当であらうか。1章で具体的概念の例として取り上げた権力現象の当事者還元型の諸定義は、非対称的關係の根拠づけについて必ずしも明晰ではない。そこで、当事者還元型の立場を明確にはとっていない権力論をも考慮しながら検討を進めることにする。

近年進められている議論の中では以下の要因によって非対称的關係が根拠づけられている。第一に考えられるのは、権力現象を包括している制度に行為者間の非対称性の根拠を求めることである(永田 1988; 大庭 1991; 盛山 1992; 志田 1988a, 1988b)。制度は行為者の行為の場とその適用範囲を指定し、諸行為者を制度内にいる者と制度外にいる者とに弁別する。制度内では、諸行為者間での権力の配分が「権限」という形で固定されている。そこで、制度内の権力現象のゲーム構造はかなり定式化され、制度の枠内で権力現象が生起していれば、行為者間の非対称性を容易に指摘することができる。制度によって上位に設定された行為者が行使者であり、下位に設定された行為者が服従者となるのである。このため制度を維持していくメカニズムを同定することが権力論の主題であるともされる(Clegg 1989)。

しかし、もしこの制度的解決が有効であるならば、権力概念は説明に関して冗長なものになることになる。行為者間の非対称性は、権限が地図化した地位－役割図式のような制度の構成を参照すれば十分理解されることになるからである。ところが、制度外だけでなく制度内にお

いても権限に含まれない「非公式的な」権力現象が存在する可能性は高い。教師と生徒のような一般にかなりの格差があると考えられる非対称的關係でも、生徒が不満の表情を浮かべるといったやり方で教師に対して大きな心理的負荷をかけることができる。労使交渉が制度化されていないとしても、労働者が組織化に成功して「数の力」を獲得すれば、雇用者に対して大きな脅威となる。これらの「非公式的な」権力現象までも射程におさめようとするれば制度概念の拡張を必要とし、結果的に制度概念は曖昧な概念になる。このことは、法規範や企業のような強固に見える「制度」から、一時的に結成された研究会のような変化しやすく見える「制度」までを一つの概念で指示することに起因する。後者を「準制度」等という概念で指示しても曖昧さは解消しない。また、制度概念は常に非対称的關係の集合を指示するわけではなく、経済市場のような対称的關係だけを含む制度をも含意しうることに注意しなくてはならない。このときの制度内の行為者は、売り手が同時に買い手になりうるといった立場の対称性を持っているのである(宮沢 1978)。

制度概念の示す共通特徴は、当事者に共通して自明に予期される共同性と当事者の認識・行為を制限する拘束性に求めることができる(Berger and Luckmann 1966=1977: 82-156; Luhmann 1972=1977: 75-89)。行為者は制度の共同性と拘束性ゆえに、権力現象的な利得行列を持ったゲーム構造を「受容する」と説明される。制度への内属とゲーム構造の「受容」が等値されている。では行為者は制度をどのように「受容する」のであろうか。権力現象のゲーム構造にたてられた問いが制度へと解答を繰り延べされているにすぎない。

Luhmann(1975=1986)の権力論も基本的にこ

の制度的解決の立場に立っている。彼は権力をコミュニケーションメディアであるとする。メディアは制度を前提として流通するものであり、社会進化という人間の操作不可能な理由の結果出現するとされる(7)。また、階級間の格差に依拠したPoulantzas(1978=1984)の権力概念も、階級という制度に基づいているという意味で制度的解決に含めることができる。社会的交換理論から展開してきた権力ネットワーク論も財の既存の流通経路が当事者間の非対称性を決定するとしており、制度的解決の一種である(8)。

【2】第二に、権力現象の非対称的關係形成を「社会的文脈」からの作用として概念化する考えがある(橋爪 1989, 1992; 江原 1988, 1991)。社会的文脈の二種類の概念に触れておこう。第一の社会的文脈概念は、行使者から服従者への権力を成立させている社会的条件の総体と考えられている。社会的文脈が整うことで社会的条件がすべて用意され、権力關係の当事者に「力」が及び、行使者に対して服従者が「不可抗」であるような關係を形成してしまう(橋爪 1992: 65-6)。つまり、権力現象の非対称的なゲーム構造は社会的文脈からの作用によって形成されるというのである。ところが、社会的文脈は当事者たちには現前しないという。むしろ、現前しないものを文脈と呼ぶのである。一方で権力が実効的であるためには、当事者が社会的文脈を一義的に確定したものとして信じなくてはならない。ある当事者が必要に応じて社会的文脈に言及することができ、他の当事者がそれに明示的に抗議できない状況が必要であるというわけである(橋爪 1992)。

もう一つの社会的文脈概念は行為選択の前提と考えられている。行為者はある文脈に基づいて行為を選択する。したがって、諸行為に関してそれぞれその選択前提である文脈が存在す

る。また、文脈は各行為に対して複数存在する。この社会的文脈概念によると、権力とは、ある文脈に基づいて遂行された行為が他の文脈に基づいて解釈されてしまい、結果として行為者にとって「不本意な選択の強要」が生じてしまう事態である(江原 1991 : 59-64)。夜遅く帰宅するという女性の行為は、ある文脈においては仕事を精力的にこなすキャリアウーマンの行為として解釈されるけれども、別の文脈では夫をないがしろにする妻の行為として解釈される。この女性は、前者の文脈で行為するつもりだったけれども、後者の文脈で解釈されるがゆえに夜遅く帰宅するという行為を遂行できなくなる。

複数の文脈は、我々が示した権力現象のゲーム構造でいうと前図の縦軸の選好と横軸の選好にあたる(江原 1991 : 64)。夜遅く帰宅する女性の例で言えば、キャリアウーマンとしての文脈は女性の選好を示す。キャリアウーマンとしては帰宅が遅くなったのは仕事をこなしたからであり、仕事をこなさず早く帰宅するより良い。一方妻としての文脈は、夫である男性の選好である。男性にとって、女性が遅く帰宅したのは妻としての義務を果たしていないことであり、早く帰ってきて自分をないがしろにしない方が良い。つまり女性の選好は服従者 b の横軸と重なり、男性の選好は行使者 a の縦軸と重なっているのである。このように、二つの選好=社会的文脈が組み合わされて前章で見たゲーム構造を形成してしまう事態が権力現象として概念化されている。そこでなぜ非対称的關係が創出されてしまうのかという我々の問いは、なぜ複数の文脈が組み合わされてしまうのかという問いになるのである。この問いに関する答えは明確には与えられていない。複数の文脈をまとめて諸行為者間に相互行為系列をもたらずより高次の

社会的文脈を「制度」と措定し、「制度」に行為者が内属するために複数の文脈の「絡まり」から逃れられない、と説明されているようである(江原 1991 : 65-7)。

この二種類の文脈的解決は制度的解決とどこが異なるのであろうか。制度が相対的に強固で普遍主義的な「社会的事実」を意味するのに対して、社会的文脈は相互行為場面ごとに確認していくより柔軟で機会主義的なものを想起させる。通常社会的文脈には、時間的空間的な場面設定、相互行為機会の社会的な種類、表情・仕草・言語等の当事者間の微妙な対面的やりとり、行為者間の社会関係の種類といった様々な社会的要素が包含されるのであり、これらは個々の相互行為場面で個別に摘出するしかない要素なのである(Giddens 1984 : 282; Wieder 1974=1987 : 191-96)。また、社会的条件の総体としての社会的文脈にしても行為前提としての社会的文脈にしても、社会的文脈は制度と同じように当事者にとって共同性と拘束性を備えた「社会的事実」である。そのような「社会的事実」に機会主義的に行為者が巻き込まれていくのはどのようにしてであろうか。

【3】第三に、観察者の報告可能性に解決を求める立場を見ることにしよう。この立場では、権力という言葉が日常の中で当事者たちによって語られることに注目し、特に非公式な権力が説明概念として当事者間でリアリティを持つのはどのような場合であろうかという問題設定がなされている。「行為を一定方向に仕向ける」という行使者と服従者間の非対称的な事態が「偽物であるか本物であるか」と問うのではない。当事者間のリアリティとして「まさに」そのような非対称性として「作り上げられているのはどのようにしてか」という問いに照準しているのである。

権力概念は、ほとんどの場合既になされた行為に対して用いられているので、その行為を外から観察する第三者のパースペクティブに帰属しており、その観察者が報告や説明を行うことで権力のリアリティは構成されるという。そして、権力に関する観察者の報告が適切になる条件は、当事者たちが負のサンクションに関する知識を共有していると仮定できればよいとする(西阪 1988)。したがって、当事者たちが負のサンクションに関する知識を共有しているという仮定を、観察者が報告・説明しさえすれば権力はリアリティを持つのであり、当事者たちが実際にそのような知識を実際に共有しているか否かは「さしあたり、どうでもよい」(西阪 1988 : 64)とされる。また、権力行使者が権力の原因になる行為を実現できる、という報告の実践こそが権力なのだともしている(Nishizaka 1992)。

服従者還元型の権力論の内部で「広義の権力」(宮台 1989 : 25-7)や「第三者の権力体験」(宮台 1989 : 28-34)の経由を権力現象の把握に必要なことだとしている議論は、当事者の外部に存在する観察者の視点を権力現象の必要条件として解釈可能かもしれない。権力現象を服従者の選好に還元しつつも、観察者による報告や説明を権力現象の成立に必須であると暗黙の内に了解している可能性があるのである。この解釈が正しければ、この議論は観察者の解決に極めて近くなる。

観察者の解決の持つ前提は、観察者が権力のリアリティを創り出すある種の特権を持つ存在だとしていることである。しかし観察者に特権を与える営みは、Steven Lukesが権力現象の当事者に「客観的な観察者の地位」を与えることで権力の三次元的見解を把握しようとして失敗したのと同じように、困難な試みである⁹⁾。観察者が権力現象を報告・説明することで、権力

現象の非対称的関係を創出してしまうなら、社会学理論が社会現象を積極的に変えてしまうことになる。現象が理論によって変えられてしまうとき社会学研究の意義はいったい何であろうか。また、もし複数の観察者の間で権力現象の認定に関する見解に相違が生じた場合、どの観察者の見解が「正しい」のであろうか。観察者間で見解が相違した場合、当該現象は権力現象なのであろうか。それとも権力現象ではないのだろうか。観察者の解決はこれらの困難に直面してしまうのである。

3. 非対称的関係の先験的選択と共有知識

【1】当事者たちは、権力現象に対して抗議できずそこから退出もできない。このことを換言すれば、権力現象の非対称的関係が、当事者たちにとっては先験的に選択されたかのように現れているのである。当事者たちが権力現象に関わる諸選好を所持したとき、行為選択が導出する諸社会状態とそれぞれの利得は既に決められている。つまり、ゲームの利得行列の選択は既に先行的に完了している。当事者たちに可能なのは利得行列を所与として行為を選択することだけである¹⁰⁾。権力論は、この利得行列の先験的選択を、制度・社会的文脈・観察者の報告可能性という当事者にとって先験的である社会的要因を持ち出すことで説明しようとしてきた。しかし、制度的解決や文脈的解決は制度や社会的文脈の中に当事者が巻き込まれていく根拠については十分説明できず、観察者の解決は社会学という学的営みに根本的懐疑を迫ってしまうのであった。本稿では権力論の中でも当事者還元型と呼べる権力概念に関して検討を加えている。それでは、非対称的関係の先験的選択を当事者還元型の枠組みをいかしながら説明できないであろうか。

【2】権力現象の非対称的関係を再考するならば、それは当事者にとって次のような特徴を持つ「社会的事実」である。

(1)非対称的関係は当事者のパースペクティブに現れる現象であること。

(2)非対称的関係は当事者の個性性を越えた現象であること。

(3)非対称的関係は観察者の報告のような当事者間関係の外部要因でその有無を決定されないこと。

我々は、共有知識を当事者の属性に加えることに解決の方向を見いだすことができる。第一に、知識を媒介すれば非対称的関係は当事者の個性性のパースペクティブに現れる。行使者は服従者が非対称的関係の下位に位置づく行為者であることを「知って」おり、服従者は行使者が上位に位置づく行為者であることを「知っている」。つまり、当事者たちは権力現象の非対称的関係をまず個人的に「知っている」のである。「知っている」様態は相対的に普遍主義的である制度として「知っている」場合も、相対的に機会主義的である社会的文脈として「知っている」場合もあるだろう。

第二に、知識が共有されていることで非対称的関係は当事者の個性性の中に完結するのではなく、当事者間の「関係」として示される。もし非対称的関係についての知識が共有されていなければ、非対称的関係は片方の当事者の「妄想＝思いこみ」になり顕在化した「関係」ではなくなる。

第三に、共有知識は観察者が存在しなくとも権力現象の非対称的関係にリアリティを与える。なぜなら、共有知識を持っているということは、非対称的関係を当事者たちが「共に知っ

ている」ということだからである。ただし、共有知識が存在しなくても、観察者が報告を行うことで非対称的関係の有無が決定されるように見える場合は存在する。政治家と建設会社幹部の例で言えば、第一に、政治家と建設会社幹部がお互いの意思＝選好を「知らず」利得行列も「知らない」場合である。両者は「気づかないうちに」「結果的に」非対称的関係を形成している。このとき観察者の報告は、当事者が「知らなかった」権力現象のゲーム構造を彼らに顕在化させることになる。第二に、政治家と建設会社幹部が権力現象でないある意思＝選好を持ち、それに伴う利得行列が形成されている場合である。観察者の報告は政治家と建設会社幹部の意思＝選好や利得行列に影響を与えてそれらを権力的なものへと事後的に変化させるかもしれない。この二つの場合において重要なことは、観察者の報告後に当事者が知識を共有したという事実にある。もし観察者の報告後知識が共有されないならば、当事者間の関係は非対称的ではない。なぜなら、前で見たとように観察者の報告を支持するいかなる特権も設定不可能だからである。非対称的関係の有無は、観察者の報告よりも当事者間で知識が共有されたという事実によって左右されるのである。観察者の報告は非対称的関係を形成する契機になっても根拠づけにはならない。

したがって、以上のように共有知識は権力現象の非対称的関係の根拠づけとして、前述の3つの条件を満たすのである。

【3】しかし、共有知識という観点にはいくつかの問題が残されている。まず、共有知識を操作的概念にすることはできるのであろうか。詳細に言うならば、共有知識(common knowledge)とは、「ある事柄をすべての個人が知っており、また、すべての個人がその事柄を

知っていることをすべての個人が知っており、さらに、すべての個人がその事柄を知っていることをすべての個人が知っていることをすべての個人が知っており、……」というように、無限に遡行して成立している知識のことである。知識のパラドックスとして知られたこの無限遡行は有限の時間の中では解決できない事象のように思われ、「無限の鏡像反射」(Dupuy 1990)に陥るのではないか。したがって、操作性からは程遠いように見える⁽¹¹⁾。

共有知識を数理的に定式化しようという試みがいくつかされている。その中の一つは、共有知識を共有自明事象(common truism)と同値であると解釈する。自明事象とは、ある事象 E に関する知識が共有知識であるとき、ある当事者がその事象 E の生起を知らなかったならば生起しないような事象 E のことである。したがって、ある事象に関する共有知識が成立しているか否かを調べるためには、その事象に関わる個々の当事者の自明事象を調べ、当該事象がすべての当事者によって自明事象として挙げられたかどうか、つまり共有の自明事象であることを確認すればよいのである (Binmore and Brandenburger 1990; 土場 1992a, 1992b)。

世界の可能状態を Ω 、E を Ω の部分集合、K を知識演算子、自明事象を T とすると、個人 i が事象 E を知っていることは、

$$\Omega \subseteq K_i E \leftrightarrow \Omega \in T \subseteq E$$

と定式化され、ある事象 E が共有知識になることは、

$$\Omega \subseteq K_1 E \cap K_2 E \cap K_3 E \cap \dots \cap K_n E \leftrightarrow \Omega \in T \subseteq E$$

と表現される (Binmore and Brandenburger 1990 :

105-11)。

例えば、政治家が非対称的關係 E を知っており ($\Omega \subseteq K_1 E \leftrightarrow \Omega \in T \subseteq E$)、建設会社幹部も知っており ($\Omega \subseteq K_2 E \leftrightarrow \Omega \in T \subseteq E$)、結果として非対称的關係 E が両者にとって自明事象であるとき ($\Omega \subseteq K_1 E \cap K_2 E \leftrightarrow \Omega \in T \subseteq E$)、両者にとって非対称的關係 E は共有知識である。そこで、権力現象の非対称的關係が共有知識か否かを調べるためには、その非対称的關係が共有自明事象であることを確かめればよい。つまり、非対称的關係がすべての当事者に知られないでは生起しない事象であることを確認することで、その非対称的關係は根拠づけられる。

4. 課題と展望

【1】本稿の中ではこれ以上共有知識に関して展開することはできない。最後にこれからの課題と展望を記述しておこう。第一に、共有知識に関する研究の内部の問題として「知識が真に共有される事態は存在するのか？」という疑問がある。知識を共有しているのだというある種の思いこみや当事者の大多数が共有している事態に、現実の現象との近似を見いだそうとする試みも行われている。「疑似共有知識(almost common knowledge)」への注目もその一つである (Rubinstein 1989)。共有知識の形成・受容等、共有知識概念と現象との関係をさらに綿密に検討する必要がある。

第二に、共有知識は相互行為やコミュニケーション一般に適用される視野の広い問題である。我々はこれを権力現象の非対称的關係の根拠づけという焦点を絞った問題に適用しようとしてきた。それでは共有知識一般と権力現象に関する共有知識との相違はどこにあるのだろうか。換言すれば、当事者たちがどんな知識を共有していれば権力現象が生起するのか。本稿で

検討したような当事者の意思＝選好と利得行列をお互いに知っていればよいのだろうか。この疑問の探求の後、共有知識が「権力現象的な」利得行列へと変化していく過程が権力論の主たる課題となる(12)。

【2】第三に、これからの展望として権力現象の理解に共有知識が有効である例を挙げておこう。組織という社会現象は最も「権力的な」現象の一つである。組織は当事者間の共有知識を一定の形式に加工することで生じる。組織内の様々な行為は人事＝役割に関する意思＝選好と利得行列、成員性＝雇用・解雇に関する意思＝選好と利得行列に解釈されていく。権力行使者の命令も権力服従者の服従もよいポジションを得るか得られないか、組織内に留まれるか解雇されるかという社会状態選択の表現として当事者間で共有知識となっている。非対称的関係に関する当事者間の共有知識が人事と成員性に関するものへと加工され、そのような特徴の共有知識の下で権力現象が極大化・能率化した社会領域が組織である。したがって、共有知識に注目することで、組織という権力現象はより深く理解される。

以上の観点の展開が、今権力現象の分析に望まれていることなのである(13)。

<註>

- (1)権力概念を巡る一次的戦略性と二次的戦略性は、「二重の解釈学」が照準している一般の人々の日常的活動と社会学の専門的活動にそれぞれ対応した営みである。「二重の解釈学」の提起した問題については、Giddens(1976=1987)を参照。
- (2)その他にも当事者還元型とは異なる興味深い権力論が存在する。例えば、人々の生活を「保証」と同時に「支配」するため都市を構成し運営す

る主体に権力概念を付与する研究(藤田 1991)や社会階層内で優位な集団と劣位な集団が互いに社会的閉鎖(social closure)を行う現象を権力概念で指示する研究(Murphy 1988; Parkin 1974)である。これらの研究の検討には別稿を記したい。

- (3)本稿は、我々が以前執筆した論文の次の段階の課題を解決しようとしている。前稿では、個人主義的伝統に根ざすSteven Lukesとシステム論的伝統に立脚したNiklas Luhmannが権力現象の同定に失敗していることを示した。両者は個人的属性と集合的属性の両方を加味して権力現象を把握できなかったのである(樽本 1993)。前稿で使用した概念を用いて言えば、本稿では、個人主義的伝統を前提とした権力に関する理論を検討の対象とする。そして挑戦されている問題は、権力論の個人主義的伝統から出発して、個人主義的属性の中に集合的属性をいかにして付与するかというものである。
- (4)Blauの権力の定義は、集団の能力をも含んでいる。しかし本稿では行為者個人の場合だけを検討する。
- (5)Lukesの権力概念で当事者還元型として該当するのは一次元的見解と二次元的見解についてである。三次元的見解についても個人間関係に照準したものととして扱う誤ったものが見られるけれども、三次元的見解の「権力行使者」に当たるのは集集体、制度、システムであるとされている(Lukes, 1974 : 39, 50-2)。したがって当事者還元型の中にLukesの三次元的見解を含むことはできない。
- (6)宮台の権力概念に関しては直接の引用ではなく、長く複雑な定義を我々が解釈し直したものである。
- (7)Luhmannの権力論についての検討は樽本(1991, 1993)を参照。
- (8)権力ネットワーク論は、欧米の権力論で現在主流である。これらの研究の多くは、権力を交換関係における一方の当事者の他方に対する財の依存度で決定している。本稿での問題関心は、むしろそのような依存度(=非対称性)がなぜ形成される

のかという権力ネットワーク論の前提部分に関するものである。権力ネットワーク論に関する最近の研究は、例えばSocial Networksの特集号（14巻3, 4号）を参照。

(9) Steven Lukesの権力論についての検討は、樽本(1991, 1993)を参照。

(10) 社会システムの自己準拠の観点から社会契約を行為者の先験的選択であると指摘した研究として、大澤(1993)を参照。

(11) 共有知識のパラドックスに関しては多くの研究が存在する。例えば、コミュニケーションのコードモデル批判という観点で展開しているものとして、橋元(1990)を参照。

(12) 権力現象の非対称的関係の根拠づけに明示的に

触れてはいないけれども、Barnes(1988)は当事者の知識に注目して権力論を論じている。個人の「信念」と「知識」を区別して論じていることから、Barnesの言う「知識」は我々の言う「共有知識」に近いものである。そこで、Barnesの議論は我々の課題を追求する際の手がかりを与えてくれるように思われる。

(13) 本稿は、1993年12月4日に行われた関東社会学会研究例会権力部会での報告をもとにしている。世話役の労をとられた似田貝香門、西原和久、山崎敬一の諸先生方、および下田直春、藤田弘夫、樫田美雄の諸先生方等コメントを下さった方々に、感謝の意を表したい。

<文献>

Barnes, Barry 1988 *The Nature of Power*, Polity Press

Berger, Peter L. and Thomas Luckmann 1966 *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Anchor=1977 山口節郎訳『日常世界の構成—アイデンティティと社会の弁証法』新曜社

Binmore, K. and A. Brandenburger 1990 *Common Knowledge and Game Theory*, K. Binmore, *Essays on the Foundations of Game Theory*, Oxford: Basil Blackwell:105-50

Blau, Peter M. 1964 *Exchange and Power in Social Life*, John Wiley & Sons=1974 間場寿一・居安正・塩原勉訳『交換と権力—社会過程の弁証法社会学』新曜社

Clegg, Stewart R. 1989 *Framework of Power*, Sage Publication

土場 学 1992a 「権力現象の了解構造—予期理論の存立構造」『理論と方法』11:87-102

—— 1992b 「『共有知識』の認識モデル」『理論と方法』11:121-28

Dupuy, J.P. 1990 「共同体と共有知—明かしえぬ共同体」土方透編『ルーマン／来るべき知』勁草書房:116-44

江原由美子 1988 『フェミニズムと権力作用』勁草書房

—— 1991 「権力装置としての家族」上野千鶴子・鶴見俊輔・中井久夫・中村達也・宮田登・山田太一編『シリーズ 変貌する家族3 システムとしての家族』岩波書店

藤田弘夫 1991 『都市と権力—飢餓と飽食の歴史社会学』創文社

Gibbard, Allan 1973 *Manipulation of Voting Schemes: A General Result*, *Econometrica* 41:587-601

—— 1974 *A Pareto-Consistent Libertarian Claim*, *Journal of Economic Theory* 7:388-410

Giddens, Anthony 1976 *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies*, Hutchinson of London =1987 松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法規準—理解社会学の共感的批判』

而立書房

- 1984 *The Constitution of Society*, Polity Press
- 橋爪大三郎 1992 「日本の政治権力はどのように作動するか」『思想の科学』154:65-74
- 1993 「逆説としての権力」竹田青嗣他『身体の深みへ』JICC出版局
- 橋元良明 1990 「対話のパラドックス」『交換と所有 現代哲学の冒険10』岩波書店:133-96
- Lipsky, Michael 1980 *Street-level Bureaucracy*, The Russell Sage Foundation = 1986 田尾雅夫・北王路信郷訳『行政サービスのディレンマーストリート・レベルの官僚制』木鐸社
- Luhmann, Niklas 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH = 1977 『法社会学』岩波書店
- 1975 *Macht*, Ferdinand Enke Verlag = 1986 長岡克之訳『権力』勁草書房
- Lukes, Steven 1974 *Power: A Radical View*, Macmillan
- 宮台真司 1989 『権力の予期理論』勁草書房
- 宮沢健一 1978 『現代経済の制度的機構』岩波書店
- Murphy, Raymond 1988 *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, Oxford: Clarendon Press
- 永田えり子 1988a 「個人主義的権力理論再考」海野道郎他編『数理社会学の展開』数理社会学研究会:311-25
- 1988b 「権力と制度の理論—権力が成立するための制度的条件」『理論と方法』4:69-84
- 西阪 仰 1988 「非公式権力」『理論と方法』4:49-68
- Nishizaka, Aug 1992 *The Use of Power, The Discursive Organization of Powerfulness*, *Human Studies* 15:129-44
- 大庭 健 1991 『権力とはどんな力か』勁草書房
- 大澤真幸 1988 「権力現象の基底」『理論と方法』4:31-48
- 1993 「自己準拠の条件—社会システムにおける」『現代思想』21-10:73-90
- Parkin, Frank 1974 *Strategies of Social Closure in Class Formation*, Frank Parkin(ed.) *The Social Analysis of Class Structure*, London: Tavistock
- Parsons, Talcott 1969 *Politics and Social Structure*, Free Press = 1974 新明正道監訳『政治と社会構造』(上)(下) 誠信書房
- Poulantzas, Nicos 1978 *l'état, le pouvoir, le socialisme*, Presses Universitaires de France = 1984 田中正人・柳内隆訳『国家・権力・社会主義』ユニテ
- Rubinstein, Ariel 1989 *The Electronic Mail Game: Strategic Behavior under "Almost Common Knowledge"*, *The American Economic Review* 79-3:385-91
- 盛山和夫 1992 「権力理論におけるミクロ・マクロ問題」(第65回日本社会学学会大会報告)
- 志田基与師 1987 「個人主義的権力理論の可能性—社会的選択理論を用いて」『ソシオロギス』11
- 1988a 「個人主義的権力理論の展望」海野道郎他編『数理社会学の展開』数理社会学研究会:273-295
- 1988b 「意思・権利・権力—社会的決定関数にかきこまれた権力」『理論と方法』4:101-14
- Social Networks*, 14-3, 4
- 数土直紀 1993 「権力関係の存在可能性」『理論と方法』14:199-214
- 樽本英樹 1991 「権力論の構造」(1991年度東京大学大学院社会学研究科修士論文)
- 1993 「権力論の構造—スティーブン・ルークスとニクラス・ルーマンの比較から」『ソシオロギス』

17:216-28

Weber, Max 1922 *Wirtschaft und Gesellschaft*, Mohr=1972 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店

Wieder, D.L. 1974 *Telling the Code*, Roy Turner(ed.) *Ethnomethodology*, Penguin :144-72=1987 「受刑者コード」山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳『エスノメソドロロジー—社会学的思考の解体』:155-213

Wrong, Dennis H. 1979 *Power: Its Forms, Bases, and Uses*, The University of Chicago Press

(たるもと ひでき)

庄司興吉・矢澤修次郎編

知とモダニティの社会学

A 5・四九四四円

徳岡秀雄

少年司法政策の社会学

アメリカ少年保護交還史

A 5・五三五六円

園田恭一

健康の理論と保健社会学

A 5・三七〇八円

社会保障研究所編

社会保障の財源政策

A 5・四五三二円

東京大学社会情報研究所編

放送制度論のパラダイム

A 5・八八五八円

東京大学社会情報研究所編

社会情報と情報環境

A 5・一〇三〇〇円

児島和人

マス・コミュニケーション受容理論の展開

A 5・四六三五円

蓮見音彦・奥田道大編

21世紀日本のネオ・コミュニティ

A 5・四三二六円

厚東洋輔・今田高俊・友枝敏雄編

社会学理論の新領域

A 5・三七〇八円

直井 優・盛山和夫・間々田孝夫編

日本社会の新潮流

A 5・四二二〇円

*表示価格は3%の税込です。

〒113 東京都文京区本郷7 東大構内
目録呈 ☎03(3811)8814

東京大学出版会